

## 大山崎町第11次高齢者福祉計画(大山崎町第10期介護保険事業計画)の策定について

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法例等

大山崎町第11次高齢者福祉計画(大山崎町第10期介護保険事業計画)(以下、「本計画」という。)は、老人福祉法(昭和38(1963)年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法(平成9(1997)年法律第123号)第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」です。大山崎町(以下、「本町」という。)では、健康増進法に基づく施策などを含め、両計画を一体的に策定します。

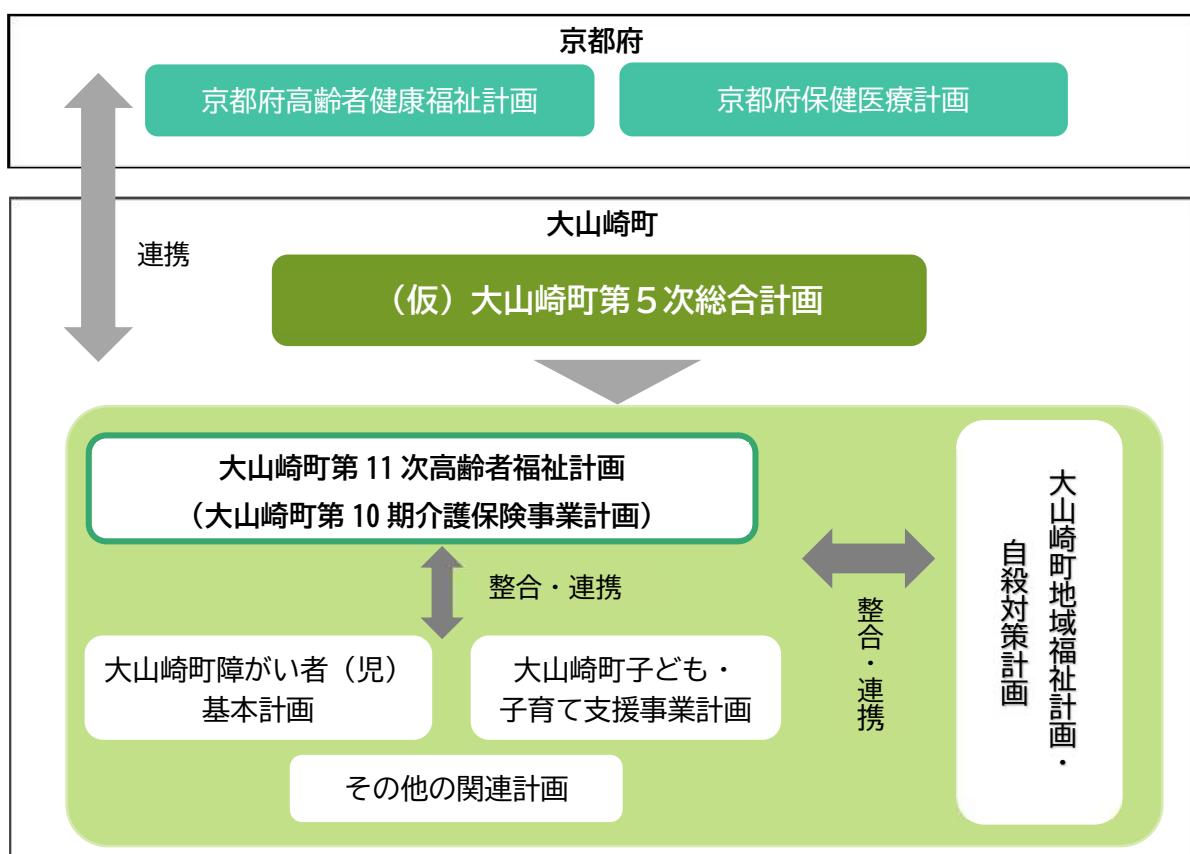
また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条(市町村介護保険事業計画)に基づき、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ策定します。

#### (2) 関係計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの基本計画である「(仮)大山崎町第5次総合計画」を上位計画とし、高齢者保健福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置付けるものです。

また、地域福祉の推進計画である「第3期大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画」や、「大山崎町障がい者(児)基本計画」等の対象者別・分野別の関連計画との整合性を図りながら策定します。

#### 【計画の位置づけ】



## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和 9(2027)年度を初年度とし、令和 11(2029)年度までの3年間とします。また、団塊のジュニア世代が65歳に到達する令和 22(2040)年度に向けて、中長期的な視野に立ち、段階的に施策を展開します。



## 3 日常生活圏域の設定

介護保険法では高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、中学校区程度の日常生活圏域を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを提供するものとしていることから、本町では、中学校区である町全体を1つの日常生活圏域と設定します。

## 4 アンケート調査の概要

高齢者(65歳以上)の健康状態や生活状況を把握し、次期計画策定における基礎的な資料を作成することを目的にアンケート調査を実施します。

【アンケート調査の概要】

調査の種類			
	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 (一般高齢者対象)	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 (要支援認定者対象)	在宅介護実態調査
対象者	令和7年11月1日現在、 町内在住の65歳以上で要 支援・要介護認定を受け ていない住民1,000人を 無作為抽出	令和7年11月1日現在、 町内在住で要支援認定を 受けている住民約260人	令和7年11月1日現在、 町内在住で要介護認定を 受けて在宅で生活してい る住民約650人
調査期間	令和7(2025)年11月中旬を予定(調査期間は約1か月)		
調査方法	郵送配布・郵送回収		

## 5 策定スケジュール

令和7（2025）年	
10月8日	令和7年度第1回大山崎町高齢者福祉計画推進委員会の開催 ・計画の策定について ・アンケート調査票の検討
11月中旬 から 12月中旬	アンケート調査の実施
令和8（2026）年	
2月頃	令和7年度第2回大山崎町高齢者福祉計画推進委員会の開催 ・アンケート調査結果の概要 ・介護（予防）サービス利用状況について
3月頃	令和7年度第3回大山崎町高齢者福祉計画推進委員会の開催 ・アンケート調査結果報告書について
7月頃	令和8年度第1回大山崎町高齢者福祉計画推進委員会の開催 ・大山崎町を取り巻く課題と次期計画の基本方針の検討
10月頃	令和8年度第2回大山崎町高齢者福祉計画推進委員会の開催 ・次期計画骨子案の検討
12月頃	令和8年度第3回大山崎町高齢者福祉計画推進委員会の開催 ・サービス見込み量等の集計結果と次期計画素案（パブリックコメント案）の検討
令和9（2027）年	
1月頃	パブリックコメントの実施
2月頃	令和8年度第4回大山崎町高齢者福祉計画推進委員会の開催 ・パブリックコメント実施結果と次期計画最終案の審議

※上記スケジュールについては国の動向等により、前後する可能性がありますので、ご了承下さい。